

## 地域新電力会社の設立について

### 1 趣旨

「環境未来都市うつのみや」の実現に向け、脱炭素社会の構築を図るため、再生可能エネルギーの地産地消を推進する地域新電力会社の設立について説明するもの

### 2 地域新電力会社設立の目的

市外の電力会社との電力売買により市外に流出している再生可能エネルギーや資金（電気料金）を地域内で循環させる「再生可能エネルギーの地産地消」を推進することにより、本市の「CO<sub>2</sub>排出量の削減」や「地域経済の活性化」を図るとともに、電力売買で得られた収益を活用し、地域の低炭素化など市の地域課題の解決を図る。

#### 〔本事業の特徴〕

- ・ 市が保有する再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の推進
  - ・ 再生可能エネルギー供給によるLRTの脱炭素化（ゼロカーボントランスポート（※1）の実現）、ブランディング価値の向上
  - ・ 小売電気事業の収益を活用した地域課題の解決（シュタットベルケ（※2）の構築）
- ※1 ゼロカーボントランスポート：再生可能エネルギーの供給によるCO<sub>2</sub>を排出しない公共交通
- ※2 シュタットベルケ：地域の自然エネルギーを生かした電力事業を始めとする公益事業と地域の交通維持や経済の活性化などの地域課題を、地域資源と住民の協力で解決する取組

### 3 事業概要（事業スキームは別紙参照）

#### (1) 事業内容

##### ア 市内の再生可能エネルギーを活用した電力供給等

本市が保有するバイオマス発電（クリーンパーク茂原等）や電力の固定価格買取期間が終了（以下「卒FIT」という。）した市内の家庭用太陽光発電による再生可能エネルギーを、一部の市有施設やLRT等に供給する。

##### イ 地域還元事業

事業収益を活用し、地域課題の解決に資する取組を実施する。

#### 〔想定される還元事業〕

- ・ 再生可能エネルギー設備の維持・拡大の支援、公共交通等の脱炭素化・充実化など、地域の脱炭素化を促進する取組
- ・ 市民生活の質の向上に資する事業

※ 具体的な事業内容については、今後選定する民間事業者との協議により決定

## (2) 事業規模及び効果

クリーンパーク茂原等の電力を一部の市有施設やL R T等に供給する場合の事業規模及び効果については、令和元年度調査結果から次のとおり見込んでいる。

### ア 事業規模

クリーンパーク茂原における安定した廃棄物発電（発電出力7, 500kW）のほか、卒F I T家庭用太陽光発電（合計出力約1, 800kW（約900世帯相当分））を電源とし、販売先として大口の需要家である本市の市有施設（本庁舎など約250件）やL R Tを見込むことで、安定的な経営が可能（会社の事業収益（純利益）は、約3, 500万円/年）

※ 事業規模については、今後選定する民間事業者との協議により決定

### イ 事業効果

- ・ 市有施設やL R Tで使用する電力が再生可能エネルギーとなることで、CO<sub>2</sub>排出量が約7, 800 t - CO<sub>2</sub>/年削減（約1, 740世帯相当のCO<sub>2</sub>排出量）
- ・ 地域新電力会社の純利益や法人税など、約6, 400万円/年の経済付加価値を創出
- ・ 市有施設やL R Tへの低廉な電力供給（現行電気料金のマイナス1%）により、電気料金が約500万円/年削減
- ・ クリーンパーク茂原のより高額な売電（卒F I T後の市場価格+1. 2円/kWh）により、本市の売電収入が約1, 500万円/年増加
- ・ 本市やL R Tの脱炭素化によるブランディング価値の向上、F I T終了後の家庭における太陽光発電等を生かした本市の脱炭素化

## 4 会社形態等

### (1) 官民共同による会社の設立

市の政策目的に沿った公共性・公益性の高い取組の実施を担保するとともに、専門性の高い小売電気事業の運営に当たり、民間事業者が有する専門的な知識・ノウハウの活用が不可欠であることから、官民共同の株式会社を設立する（市内事業者の参画・連携を図る）。

### (2) 資本金・出資割合

市の政策目的に沿った公共性・公益性の高い取組の実施を担保するため、本市の出資割合は、普通決議の単独議決権の確保が可能な51パーセントとし、資本金の額については、今後選定する民間事業者との協議により決定する。

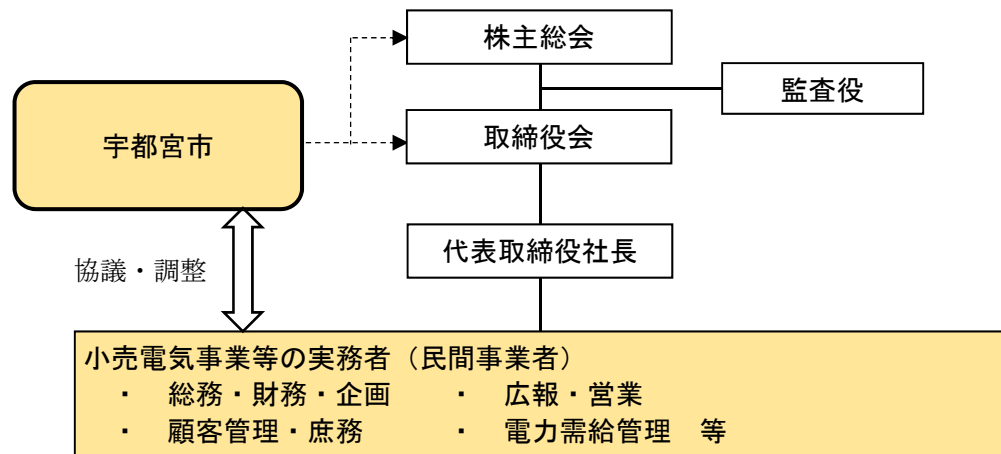
### (3) 設立時期

令和3年4月を目途に地域新電力会社を設立し、令和4年1月（クリーンパーク茂原の卒F I T）から小売電気事業を開始する。

### (4) 事業実施体制

- ・ 民間事業者が中心となり、市と協議・調整を図りながら、「総務・財務」や「広報・営業」、「顧客管理・庶務」など小売電気事業等に関する事業運営を行う。
- ・ 小売電気事業に関する業務については、当面の間は、その知識・ノウハウを有する民間事業者が中心となって実施するが、将来的には、地域内での資金循環や雇用創出等を図るため、会社内での人材雇用による業務の内製化を目指す。

【事業実施体制（イメージ）】



5 今後のスケジュール

令和2年	11月中旬～	民間事業者の公募
令和3年	2月中旬	優先交渉権者の決定，会社設立に係る基本協定の締結
	3月	会社の事業計画の策定 議会における予算案（市出資金）の審議
	4月以降	会社設立 事業開始準備（国への小売電気事者登録等）
	6月	議会に対する経営状況を説明する書類の提出（議員協議会における説明）（これ以降毎年実施）
令和4年	1月	事業開始（クリーンパーク茂原からの電力調達，市有施設への電力供給）
	順次	その他の施設等への電力供給（LRT等）